

# 広島県告示第十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
宮本地区（追加）

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を令和四年六月十六日広島県告示第四百八十三号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線及び標柱三号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱二号及び三号は告示で指定した土地に存する標柱十八号及び十七号と同一とする。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
福山市	北本庄二丁目			一三三二番四	標柱一号
				一三三二番二	標柱二号
				一三三二番一	標柱三号